

# 水防法改正に伴う 法定協議会への移行について

---





# ① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

## ■ 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動について(1/4)

淀川管内においては、水防災意識社会再構築ビジョン以前の平成16年度(京都府域)、平成20年度(大阪府域)から、「水害に強い地域づくり協議会」を立ち上げ、河川管理者と自治体の連携を図りながら、減災に向けた様々な取組を推進してきました。

### 水害に強い地域づくり協議会 とは

水害に強い地域づくり協議会とは、いかなる洪水災害が発生した場合においても被害の最小化を目指すために、河川管理者と自治体が連携を図り、危機管理体制の構築・強化を目的として設置した協議会である。

河川管理者、自治体、住民等が連携のもと、以下の観点から危機管理施策を検討して実施

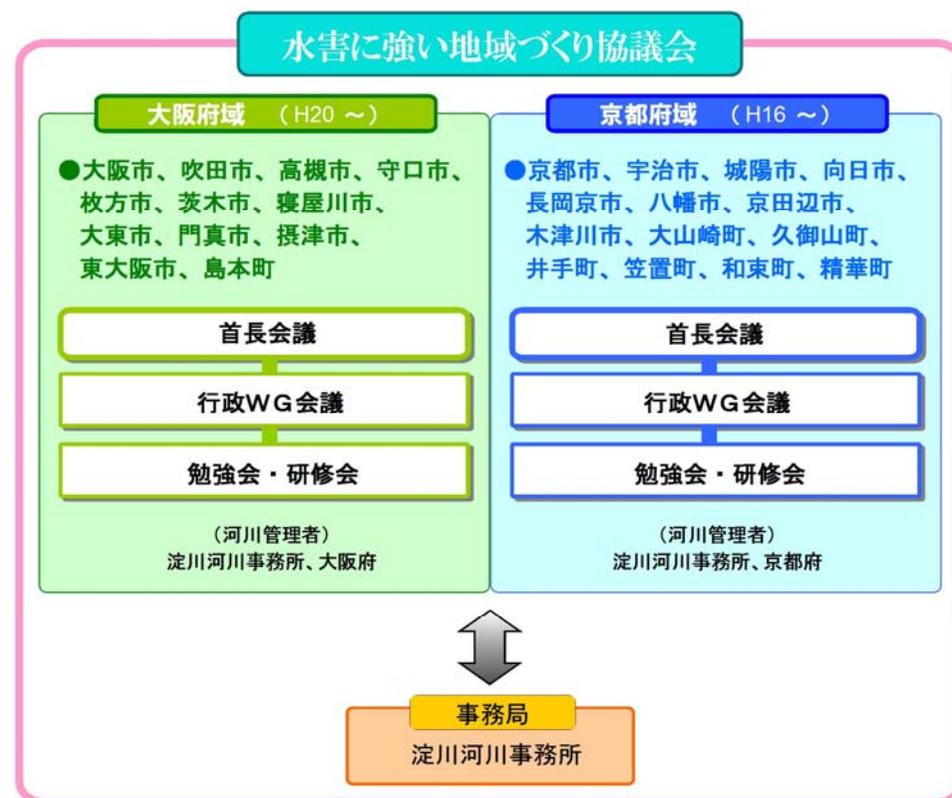
- ①自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- ②みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)
- ③地域で守る(まちづくり、地域整備)

#### 淀川水系河川整備計画

#### 「4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3治水・防災」

いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置する。

(出典:「淀川水系河川整備計画」平成21年3月31日策定より抜粋)



\* H27年度までの体制

# ① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

## ■ 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動について(2/4)

平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受け、「**水防災意識社会**」を再構築することで社会全体で洪水氾濫に備える必要性が示されました。

### 「水防災意識社会」の再構築 — 背景・経緯 —

#### ■ 以前(水害が日常化していた時代)

施設の能力が低く水害の発生頻度が増大

→ **社会の意識**: 水害を「我がこと」として捉え、自ら対処しようとする意識

#### ■ 近年(近代的河川改修が進む)

近代的河川改修が進み、水害の発生頻度が減少

→ **社会の意識**: 「水害は施設整備によって発生を防止するもの」という意識 へ変化

### ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害 発生

・鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生。

・避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生。

淀川管内では、これまでの水防団による水防活動や河川整備におけるハード対策の実施により、幸いにも近年、大規模洪水被害は発生していないが、今後、**気候変動**により、今回の鬼怒川のような**施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる**ことが予想される。

従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加えて、

**社会の意識** (: 河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体の意識) を、

「**施設の能力には限界があり、ハード対策だけでは防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの**」へ変革し、**社会全体で洪水氾濫に備える**必要がある。

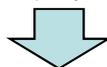
# ① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

## ■ 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動について(3/4)

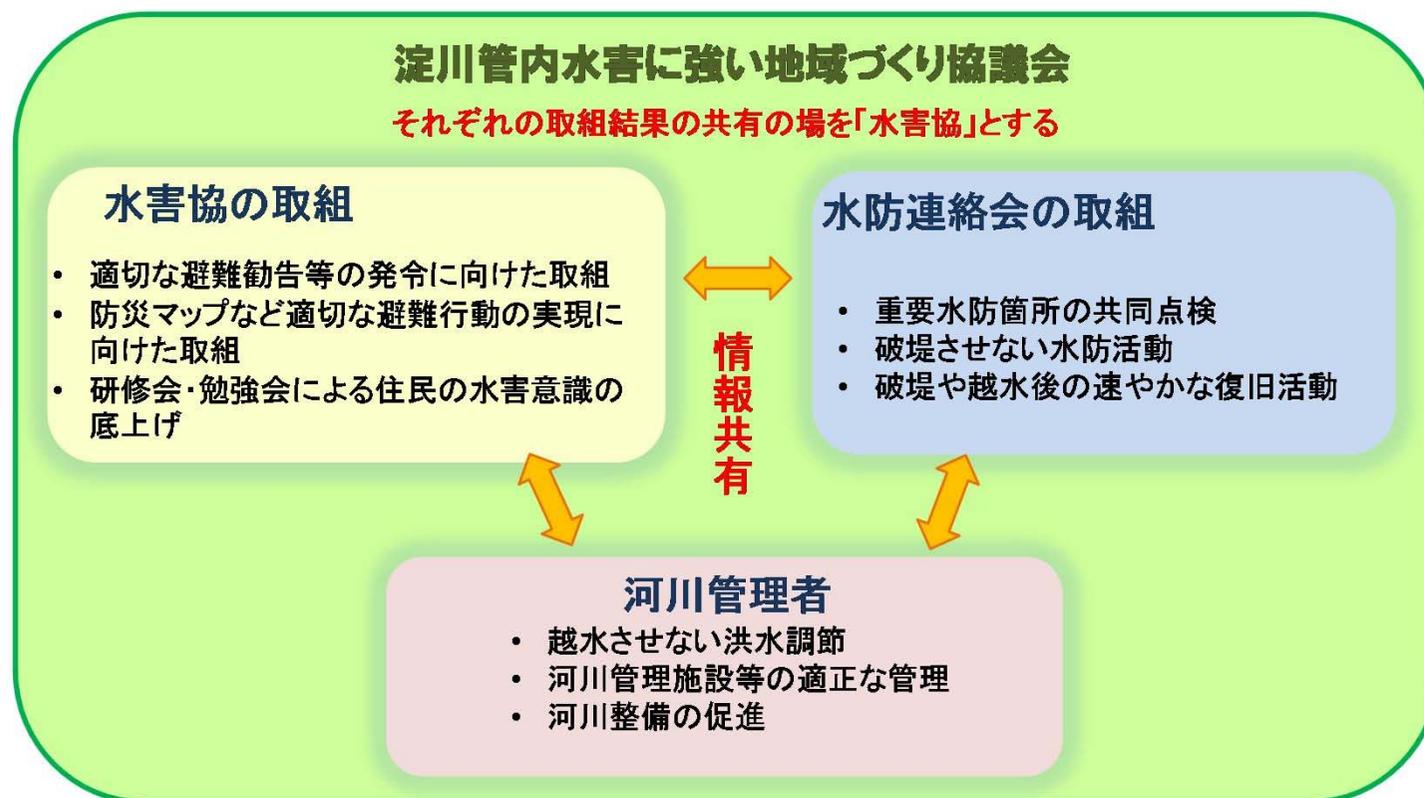
水防災意識社会再構築の背景・経緯を踏まえ、協議会活動の**水ビジョンへの拡充**を図りました。

### 水ビジョンへの拡充を図った協議会の体制

・規模や地域性が多様な地域を水害から守るために、水防については「水防連絡会」、それ以外の課題を「淀川管内水害に強い地域づくり協議会(以後、「**水害協**」という)」で、それぞれ取組を推進してきました。



・水ビジョンを淀川流域で実現するにあたり、「**水防連絡会**」と「**水害協**」の**連携、情報共有**を図ることを目的に、水害協の首長会議、行政WG会議メンバーに**水防事務組合**を加えました。



# ① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

## ■ 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動について(4/4)

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第31号。以下「改正法」という)が平成29年6月19日に施行されました。

### <大規模氾濫減災協議会制度の創設>

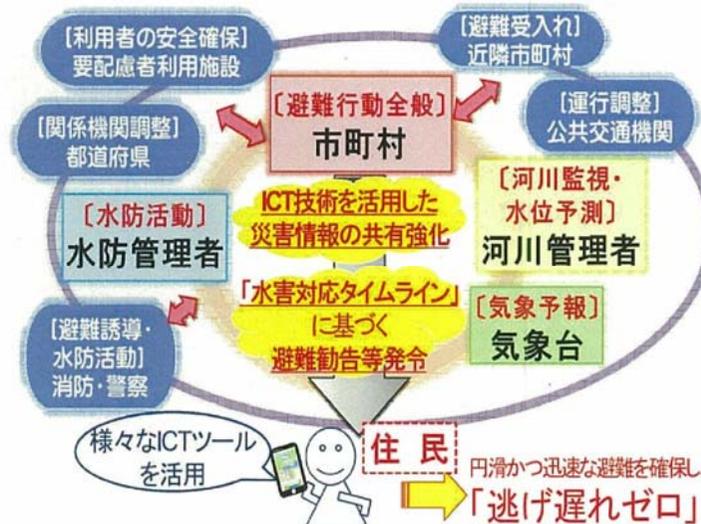
多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

#### 対象河川

- ✓ 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。(河川名を明確化)
- ✓ 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。  
(水防法第15条の9第1項)

#### 協議会の構成員

市町村、都道府県、河川管理者、水防管理者、(独)水資源機構、気象庁



#### 水害協の法的な位置づけ

改正法においては、多様な主体が連携した洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、**大規模氾濫減災協議会制度が創設**されました。

**水害協を、この大規模氾濫減災協議会に位置づけ**、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行います。

# 淀川管内水害に強い地域づくり協議会の 「大規模氾濫減災協議会」への位置づけについて

－水防法に基づき組織された協議会(規約改正)－

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。

こうした状況を踏まえ「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」が平成 29 年 6 月 19 日に施行され、多様な関係者が連携し洪水氾濫による被害軽減を図るための「大規模氾濫減災協議会」制度が創設されました。（参照：法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10）

当協議会は昨年度に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会へ拡充したところですが、さらに、改正された水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する必要があります。

以上の趣旨を踏まえ、淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約の一部改正を提案します。

## 淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） 規約(改正案)

### （名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域）」（以下「協議会」という）と称する。

### （目的）

第2条 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため本協議会は、①自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、②みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、③地域で守る（まちづくり、地域整備）等の観点から関係者が連携のうえ危機管理施策を検討・実施し水害に対して備えることを目的とし、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を淀川河川事務所管内の宇治川、木津川、桂川において目指す。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、首長会議を「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 首長会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、首長会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を首長会議に求めることができる。

4 首長会議の円滑な運営を行うため、首長会議に行政ワーキンググループを設置する。また、行政ワーキンググループの円滑な運営を行うため、行政ワーキンググループにブロック別会議を設置する。

### （行政ワーキンググループ）

第4条 行政ワーキンググループは、「別表2」の職にある者をもって構成する。

2 行政ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 行政ワーキンググループは、首長会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について首長会議へ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、行政ワーキンググループ構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を行政ワーキンググループに求めることができる。

### （ブロック別会議）

第5条 ブロック別会議は、「別表3」の職にある者をもって構成する。

2 ブロック別会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 ブロック別会議は、行政ワーキンググループの運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について行政ワーキンググループへ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、ブロック別会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をブロック別会議に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水による水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、堤防の共同点検等の状況共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 首長会議は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、首長会議に諮り、非公開とすることができる。

2 行政ワーキンググループ及びブロック別会議は、原則非公開とし、行政ワーキンググループ及びブロック別会議の検討結果を首長会議へ報告することにより公開と見なす。

(首長会議資料等の公表)

第8条 首長会議に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、首長会議の了解を得て非公表とすることができる。

2 首長会議の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 首長会議、行政ワーキンググループ及びブロック別会議等の庶務を行うため、淀川河川事務所調査課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、首長会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、首長会議で定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、平成28年8月30日から施行する。
- 2 本規約は、一部改定し平成29年●月●●日から施行する。

## 淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） 首長会議

首長会議構成員
京都市長
宇治市長
城陽市長
向日市長
長岡京市長
八幡市長
京田辺市長
木津川市長
大山崎町長
久御山町長
井手町長
笠置町長
和束町長
精華町長
淀川・木津川水防事務組合管理者（宇治市長）
澁川右岸水防事務組合管理者（京都市長）
桂川・小畑川水防事務組合管理者（京都市長）
京都府 建設交通部長
京都府 京都土木事務所長
京都府 乙訓土木事務所長
京都府 山城北土木事務所長
京都府 山城南土木事務所長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長
気象庁 京都地方气象台長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長

## 淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） 行政ワーキンググループ

行政ワーキンググループ構成員
京都市 行財政局 防災危機管理室 防災課長
宇治市 市長公室 危機管理課長
城陽市 危機・防災対策課長
向日市 防災安全課長
長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室長兼危機管理監
八幡市 防災安全課長
京田辺市 安心まちづくり室長
木津川市 総務部 危機管理課長
大山崎町 総務部 政策総務課長
久御山町 総務課長
井手町 総務課長
笠置町 総務財政課長
和束町 総務課長
精華町 総務部 危機管理室長
淀川・木津川水防事務組合 事務局長
澱川右岸水防事務組合 （京都市土木管理部 河川防災担当部長）
桂川・小畑川水防事務組合 （京都市 土木管理部 河川防災担当部長）
京都府 建設交通部 砂防課長
京都府 京都土木事務所 河川砂防室長
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室長
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室長
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室長
（独）水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁 京都地方气象台 防災管理官
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長

## 淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） ブロック別会議

ブロック別会議構成員
京都市 行財政局 防災危機管理室 防災課
宇治市 市長公室 危機管理課
城陽市 危機・防災対策課
向日市 防災安全課
長岡京市 総務部 市民協働部 防災・安全推進室 防災・危機管理担当
八幡市 防災安全課
京田辺市 安心まちづくり室
木津川市 総務部 危機管理課
大山崎町 総務部 政策総務課
久御山町 総務課
井手町 総務課
笠置町 総務財政課
和束町 総務課
精華町 総務部 危機管理室
京都府 建設交通部 砂防課
京都府 京都土木事務所 河川砂防室
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
気象庁 京都地方气象台
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課

## ② 水防法の改定に伴う規約の改正

### ■ 水防法等の一部を改正する法律に伴う規約の改正(1/5)

赤字:改正箇所

#### 規約(改正前)

淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域) 規約(案)

(名称)

第1条 この会議は「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため本協議会は、①自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、②みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、③地域で守る(まちづくり、地域整備)等の観点から関係者が連携のうえ危機管理施策を検討・実施し水害に対して備えることを目的とし、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指す。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、首長会議を「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 首長会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、首長会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を首長会議に求めることができる。

4 首長会議の円滑な運営を行うため、首長会議に行政ワーキンググループを設置する。また、行政ワーキンググループの円滑な運営を行うため、行政ワーキンググループにブロック別会議を設置する。

(行政ワーキンググループ)

第4条 行政ワーキンググループは、「別表2」の職にある者をもって構成する。

2 行政ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 行政ワーキンググループは、首長会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について首長会議へ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、行政ワーキンググループ構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を行政ワーキンググループに求めることができる。

(ブロック別会議)

第5条 ブロック別会議は、「別表3」の職にある者をもって構成する。

2 ブロック別会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 ブロック別会議は、行政ワーキンググループの運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について行政ワーキンググループへ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、ブロック別会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加をブロック別会議に求めることができる。

#### 規約(改正後)

淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域) 規約(改正案)

(名称)

第1条 この会議は、**水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域)」**(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため本協議会は、①自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、②みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、③地域で守る(まちづくり、地域整備)等の観点から関係者が連携のうえ危機管理施策を検討・実施し水害に対して備えることを目的とし、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を**淀川河川事務所管内の宇治川、木津川、桂川において**目指す。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、首長会議を「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 首長会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、首長会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を首長会議に求めることができる。

4 首長会議の円滑な運営を行うため、首長会議に行政ワーキンググループを設置する。また、行政ワーキンググループの円滑な運営を行うため、行政ワーキンググループにブロック別会議を設置する。

(行政ワーキンググループ)

第4条 行政ワーキンググループは、「別表2」の職にある者をもって構成する。

2 行政ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 行政ワーキンググループは、首長会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について首長会議へ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、行政ワーキンググループ構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を行政ワーキンググループに求めることができる。

(ブロック別会議)

第5条 ブロック別会議は、「別表3」の職にある者をもって構成する。

2 ブロック別会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 ブロック別会議は、行政ワーキンググループの運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について行政ワーキンググループへ報告する。

4 事務局は、第2項によるもののほか、ブロック別会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加をブロック別会議に求めることができる。

## ② 水防法の改定に伴う規約の改正

### ■ 水防法等の一部を改正する法律に伴う規約の改正 (2/5)

赤字:改正箇所

#### 規約(改正前)

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水による水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、堤防の共同点検等の状況共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 首長会議は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、首長会議に諮り、非公開とすることができる。

2 行政ワーキンググループ及びブロック別会議は、原則非公開とし、行政ワーキンググループ及びブロック別会議の検討結果を首長会議へ報告することにより公開と見なす。

(首長会議資料等の公表)

第8条 首長会議に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、首長会議の了解を得て非公表にすることができる。

2 首長会議の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 首長会議、行政ワーキンググループ及びブロック別会議等の庶務を行うため、淀川河川事務所調査課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、首長会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、首長会議で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

#### 規約(改正後)

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水による水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、堤防の共同点検等の状況共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 首長会議は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、首長会議に諮り、非公開とすることができる。

2 行政ワーキンググループ及びブロック別会議は、原則非公開とし、行政ワーキンググループ及びブロック別会議の検討結果を首長会議へ報告することにより公開と見なす。

(首長会議資料等の公表)

第8条 首長会議に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、首長会議の了解を得て非公表にすることができる。

2 首長会議の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 首長会議、行政ワーキンググループ及びブロック別会議等の庶務を行うため、淀川河川事務所調査課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、首長会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、首長会議で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、平成28年8月30日から施行する。

2 本規約は、一部改定し平成29年●月●●日から施行する。

## ② 水防法の改定に伴う規約の改正

### ■ 水防法等の一部を改正する法律に伴う規約の改正 (3/5)

赤字:改正箇所

#### 規約(改正前)

別表 1

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） 首長会議

首長会議構成員（案）
京都市長
宇治市長
城陽市長
向日市長
長岡京市長
八幡市長
京田辺市長
木津川市長
大山崎町長
久御山町長
井手町長
笠置町長
和束町長
精華町長
淀川・木津川水防事務組合管理者（宇治市長）
澱川右岸水防事務組合管理者（京都市長）
桂川・小畑川水防事務組合管理者（京都市長）
京都府 建設交通部長
京都府 山城北土木事務所長
京都府 山城南土木事務所長
京都府 京都土木事務所長
京都府 乙訓土木事務所長
(独)水資源機構
関西・吉野川支社 淀川本部長
気象庁
京都地方気象台長
国土交通省
近畿地方整備局 淀川ダム統管理事務所長
国土交通省
近畿地方整備局 淀川河川事務所長

#### 規約(改正後)

別表 1

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） 首長会議

首長会議構成員
京都市長
宇治市長
城陽市長
向日市長
長岡京市長
八幡市長
京田辺市長
木津川市長
大山崎町長
久御山町長
井手町長
笠置町長
和束町長
精華町長
淀川・木津川水防事務組合管理者（宇治市長）
澱川右岸水防事務組合管理者（京都市長）
桂川・小畑川水防事務組合管理者（京都市長）
京都府 建設交通部長
京都府 京都土木事務所長
京都府 乙訓土木事務所長
京都府 山城北土木事務所長
京都府 山城南土木事務所長
(独)水資源機構
関西・吉野川支社 淀川本部長
気象庁
京都地方気象台長
国土交通省
近畿地方整備局 淀川ダム統管理事務所長
国土交通省
近畿地方整備局 淀川河川事務所長

## ② 水防法の改定に伴う規約の改正

### ■ 水防法等の一部を改正する法律に伴う規約の改正(4/5)

赤字:改正箇所

#### 規約(改正前)

別表2

淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域) 行政ワーキンググループ

行政ワーキンググループ構成員(案)
京都市 行財政局 防災危機管理室長
宇治市 市長公室 危機管理課長
城陽市 危機・防災対策課長
向日市 防災安全課長
長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室長兼危機管理監
八幡市 防災安全課長
京田辺市 安心まちづくり室長
木津川市 総務部 危機管理課長
大山崎町 総務部 政策総務課長
久御山町 総務課長
井手町 総務課長
笠置町 総務財政課長
和束町 総務課長
精華町 総務部 危機管理室長
淀川・木津川水防事務組合 事務局長
澱川右岸水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
桂川・小畑川水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
京都府 建設交通部 砂防課長
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室長
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室長
京都府 京都土木事務所 河川砂防室長
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁 京都地方気象台 防災管理官
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長

#### 規約(改正後)

別表2

淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域) 行政ワーキンググループ

行政ワーキンググループ構成員
京都市 行財政局 <b>防災危機管理室 防災課長</b>
宇治市 市長公室 危機管理課長
城陽市 危機・防災対策課長
向日市 防災安全課長
長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室長兼危機管理監
八幡市 防災安全課長
京田辺市 安心まちづくり室長
木津川市 総務部 危機管理課長
大山崎町 総務部 政策総務課長
久御山町 総務課長
井手町 総務課長
笠置町 総務財政課長
和束町 総務課長
精華町 総務部 危機管理室長
淀川・木津川水防事務組合 事務局長
澱川右岸水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
桂川・小畑川水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
京都府 建設交通部 砂防課長
京都府 京都土木事務所 河川砂防室長
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室長
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室長
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁 京都地方気象台 防災管理官
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長

## ② 水防法の改定に伴う規約の改正

### ■ 水防法等の一部を改正する法律に伴う規約の改正 (5/5)

赤字:改正箇所

#### 規約(改正前)

別表 3

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） ブロック別会議

ブロック別会議構成員（案）
京都市 行財政局 防災危機管理室
宇治市 市長公室 危機管理課
城陽市 危機・防災対策課
向日市 防災安全課
長岡京市 総務部 市民協働部 防災・安全推進室 防災・危機管理担当
八幡市 防災安全課
京田辺市 安心まちづくり室
木津川市 総務部 危機管理課
大山崎町 総務部 政策総務課
久御山町 総務課
井手町 総務課
笠置町 総務財政課
和束町 総務課
精華町 総務部 危機管理室
京都府 建設交通部 砂防課
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室
京都府 京都土木事務所 河川砂防室
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
気象庁 京都地方气象台
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課

#### 規約(改正後)

別表 3

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（京都府域） ブロック別会議

ブロック別会議構成員
京都市 行財政局 防災危機管理室 <b>防災課</b>
宇治市 市長公室 危機管理課
城陽市 危機・防災対策課
向日市 防災安全課
長岡京市 総務部 市民協働部 防災・安全推進室 防災・危機管理担当
八幡市 防災安全課
京田辺市 安心まちづくり室
木津川市 総務部 危機管理課
大山崎町 総務部 政策総務課
久御山町 総務課
井手町 総務課
笠置町 総務財政課
和束町 総務課
精華町 総務部 危機管理室
京都府 建設交通部 砂防課
京都府 京都土木事務所 河川砂防室
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室
京都府 山城北土木事務所 河川砂防室
京都府 山城南土木事務所 河川砂防室
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
気象庁 京都地方气象台
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課